

※令和3年10月の郵便法の改正により、普通郵便のお届け日数が繰下げとなり、意見書をご投函いただいてから到着までに4～7日程度お時間を要しております。速やかな認定のために、提出期限内のご返送に引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 主治医意見書作成料請求書記載の注意事項

### ■主治医意見書作成料の費用区分について

区分	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

### ■在宅・施設の判断基準について

在宅・施設の判断は、**最終診察日**で決定します。

施設とは、

介護保険施設、社会福祉施設及び医療施設であって入院・入所機能を有する施設の入院入所者(ショートステイを含む)に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が記載するもの。

### ■新規・継続の判断基準について

新規とは、

当該申請者の主治医意見書を、医療機関においてはじめて記載する場合。

継続とは、

前回申請時と**同一の施設に入所**している者及び在宅の者については前回申請時と**同一の医療機関又は主治医、紹介医等**が主治医意見書を記載したもので、以下の①、②のような場合。

- ①当該申請者の主治医意見書を記載することが2回目以降の場合。
- ②前回申請時の主治医意見書を作成した医師による診療記録を参照して、当該医師以外の医師が記載した場合。

### ■主治医意見書作成料の支払いについて

主治医意見書作成料は要介護認定事務センターが受理した当月分をまとめて、翌々月の月末に、福岡県内の医療機関へは福岡県国民健康保険団体連合会を通じて、福岡県外の医療機関へは口座振替依頼書にて登録した金融機関口座へ、お支払いする予定です。

【お問合せ先】 福岡市要介護認定事務センター 092-711-6030(代表)

受付時間 月～金曜日 8:45～17:30(祝日除く)